

# 外国人観光案内所 Q&A

## 補助対象事業者

No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の外国人観光案内所について申請する場合、要望書は施設ごとの提出となるのでしょうか。	要望される外国人観光案内所ごとに要望書を作成し、提出ください。
2	施設の設置主体ではなく、運営主体が申請することは可能ですか。	運営主体による申請も可能ですが、財産管理者が、申請するようにしてください。
3	観光協会は補助対象事業者の民間事業者に含まれますか。	含まれます。
4	補助対象事業者に民間企業は含まれますか。	含まれます。(一部対象外の事業者がございますので、詳細は応募要領をご確認ください。)
5	複数の自治体等で構成される任意の協議会(〇〇広域連携観光協議会など)は、協議会等に含まれますか。	当該協議会が、法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。(法人格を有していない場合に認められる協議会等については、応募要領をご確認ください。)

## 交付決定等のスケジュール

No.	問	回答
6	内示、交付決定の時期はいつになるのでしょうか。	原則として、要望書を受け付けた月の翌月中旬までに内示、翌月末までに交付決定を行う予定です。ただし、申請内容に疑義がある場合など、確認等に時間を要する場合は、内示、交付決定が遅れることがあります。

## 補助対象事業

### 総論

No.	問	回答
7	補助金額に上限・下限はありますか。	上限も下限もありません。
8	大規模施設の一部を外国人観光案内所とする場合、その建設費用を案分して要望することは可能か。	左記のケースの場合、建物の建設費用は、補助対象となりません。ただし、外国人観光案内所にかかる内装や備品等にかかる費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
9	すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか。	補助対象となりません。交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
10	国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金等を受けることは可能でしょうか。	可能です。ただし、自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
11	観光庁からの補助とは別に国の補助金等を受けることは可能でしょうか。	同一事業に対し、国の補助金等を複数受けることはできません。
12	人件費は補助対象となるでしょうか。	人件費は補助対象となりません。
13	繰り越して事業を実施することは可能でしょうか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
14	国による固有の補助金により外国人観光案内所が整備されていた場合、当補助金を活用し、その案内所内に設置する備品等を購入することは可能でしょうか。	国による固有の補助金等の給付を既に受けている場合には、その備品等についても補助金の対象となりません。(ただし、平成28年度当初予算訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、平成28年度補正予算訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業の交付対象となった施設等については、引き続き当補助金の申請は可能です)
15	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。
16	事業完了後、所有権を譲渡する場合でも、補助対象となりますか。	補助対象となりません。仮に事業完了後、所有権を譲渡する場合、取得財産の処分の対象となり、原則、国土交通大臣の承認が必要となります。(取得財産の管理等については、応募要領をご確認ください)

### 無料公衆無線LAN環境の整備

No.	問	回答
17	施設の一部を外国人観光案内所とする場合、無料公衆無線LANは、どこまでを補助対象とすることができるか。	外国人観光案内所のスペースをカバーする無料公衆無線LAN設備を補助対象とします。(同一フロアでも、外国人観光案内所と別の範囲をカバーする無料公衆無線LANは、補助対象とできません)

# 外国人観光案内所 Q&A

案内標識		
No.	問	回答
18	案内標識はどこまでが補助対象になるのか。	案内標識で外国人観光案内所外に設置・整備するものは、当該施設への多言語(最低限英語)での誘導を主たる目的とするものに限りませす。
19	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指すのか。	最寄り駅等から、外国人観光案内所へのアクセスルート上となります。
20	商業施設等の一部に外国人観光案内所がある場合、誘導看板に、その商業施設の広告を掲載することは可能か	外国人観光案内所への誘導が主体となる看板とすることが必要です。デザイン等、ご提示のうえ、個別ご相談ください。
タブレットの購入等		
No.	問	回答
21	タブレット購入について、台数制限はありますか。	制限はありませんが、職員が説明用に使用する又は案内設備として設置することが必要な台数を計上できません。なお、利用に際しては、観光客等利用者が持ち運ぶことは想定しておりませす。
22	音声ガイドの機器購入費、ガイド内容の翻訳費は補助対象となりますか。	機器購入費については、持ち歩いて使用するものは補助対象外となりますが、建物等に据え付けるようなものや、翻訳費については補助対象となります。
23	翻訳アプリや通訳サービスの導入・維持経費は認められるのか	翻訳アプリや通訳サービスソフトの初期導入費用、月額利用料といった維持経費は補助対象となりませす。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「VoiceTra」が無料で利用できるため、こちらの活用についてご検討ください。
コンテンツ作成		
No.	問	回答
24	コンテンツ作成の対象はどのようなものがありますか。	デジタルサイネージで発信するコンテンツ作成費用、施設内でDVD等により多言語(最低限英語)で発信する動画等作成費用、パンフレット作成費用(印刷費を除く。)が対象となります。
25	ホームページの観光情報が古くなっているため、全体的なりニューアルを考えているが、補助対象と心得るか。	観光情報の更新はランニング費用とみなし、対象外となります。新たな言語のホームページの追加や現在掲載されていない災害や交通等の情報を追加する費用については、補助対象となります。
26	コンテンツ作成、ホームページにおける交通機関情報とは何か。	近隣の駅や、バス等各種交通機関の手段や、時刻表等の情報となります。
27	コンテンツ作成、ホームページにおける災害情報とは何か。	災害時に必要に応じて発信する、「各種交通機関の運行状況」「医療機関情報」「避難所情報」等となります。
28	デジタルサイネージやパンフレットにおいて、広告を掲載した場合、補助対象となるか。	広告掲載による収益は、施設の維持管理費程度にとどめる必要があります。なお、この場合でも、広告掲載を主目的とするものについては、補助対象外となります。
29	観光、交通、災害情報のホームページ多言語化にあわせ、他の情報(予約サイトや広告等)も多言語化する場合、補助対象となるか?	補助対象となりませす。観光、交通、災害情報のホームページ多言語化のみ補助対象となります。
観光拠点情報・交流施設の整備・改良		
No.	問	回答
30	設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象外となります。
31	実施設計のみの補助申請は可能ですか。	情報発信機能向上についての取組も含めた全体計画を確認したうえで、判断させていただきますので、都度ご相談ください。
その他		
No.	問	回答
32	そうじ道具などは補助対象となるでしょうか。	補助対象外となります。
33	JNTOの外国人観光案内所認定は、いつまでに取得すれば良いでしょうか。	年度内に認定を取得できるようにしてください。なお、認定申請から認定取得まで、約60日の期間を要しますので、ご注意ください。